

知多半島総合医療センターの整備状況

災害拠点病院指定基準	有無	備考
1 災害拠点病院として必要な施設		
救急診療に必要な診療棟（集中治療室等）	◎	集中治療室 24 室
簡易ベッド等の備蓄倉庫	◎	防災倉庫
災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議室等	◎	
診療に必要な施設が耐震（免震）構造となっていること	◎	
通常の 6 割程度の発電容量を備えた自家発電装機を保有し、3 日程度の燃料を備蓄	◎	通常時の 7 割 9.2 日程度
止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策 （※浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合）	—	浸水想定区域等に 該当しない
受水槽の保有や地下水利用設備の整備、優先的な給水の協定等による、水の確保	◎	地下水利用設備
原則として病院敷地内にヘリコプターの離発着場を整備	◎	屋上ヘリポート
2 災害拠点病院として必要な設備		
衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続できる環境	◎	
広域災害・救急医療情報システムへ確実に情報を入力する体制	◎	
多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設備	◎	ICU 5 室

患者の多数発生時用の簡易ベッド	◎	簡易ベッド 19 床
被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品、トリアージタグ等	◎	
DMA T等の派遣に使用可能な、上記の資機材の搭載が可能である緊急車両	◎	1 台保有
食料、飲料水、医薬品等の 3 日分程度の備蓄	◎	食料 4 日分 飲料水 4 日分 医薬品等 7 日分
3 災害拠点病院が有する災害医療支援機能		
救命救急センターもしくは 2 次救急医療機関の指定	◎	救命救急センター — (予定)
24 時間緊急対応し、患者の受入れ及び搬出を行う体制	◎	
被災地からの傷病者の受入れ拠点となるための体制	◎	
被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能	○	医療物資等のピストン輸送は不可
DMA Tの保有及び派遣機能、並びに他の医療機関のDMA Tや医療チームを受け入れる体制	◎	
自己完結型の医療救護チームの派遣及び受け入れ体制	◎	
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	—	今後整備予定
地域の 2 次救急医療機関等の医療機関とともに定期的な訓練を実施	◎	年 3 回実施 (半田病院)
災害時に地域の医療機関への支援を行うための院内の体制	◎	災害支援ナースの派遣等
災害時における食料、飲料水、燃料、医薬品の優先的確保体制	—	
被災時における業務継続計画の整備	◎	

*◎：全部充足、○：ほぼ充足 △：一部充足